

情報課

警告

住友合資會社理事諸賢に警告いたします。

私達は住友伸銅所に従事いたして居ります労働者であります。同じ系統に屬する住友電線製造所、住友製鋼所の労働者諸君が要求して居られる団体交渉権に就て諸賢の御回答が兎角明確を缺く爲めに今日既に不幸にも両所の労働争議を見、住友電線所に於ては罷工状態に陥つて居ることを悲しむものであります。

それに就て諸賢としては、會社の仕事は會社の思つた通りにせらるゝ御一存でありませうが、近世産業組織の發達の結果は、労働者の力なくしては何事も出来ないものであることはよく御存知のこと、思ひます。

それを諸賢がただ會社の意之れ労働者の意たる可しといふような專斷的な御考であるならば、之からの自覺した労働者は到底満足出来ないであります。

國には憲法があり、縣村には立法議會會があり、多少なりとも人民の自由が許されて居るのであります。それを工場のみには労働者の生活に關する保証も得られず、労働時間、保健、衛生、設備、福利増進に關して何等の發言權も得られず、たゞ凡て業主の命之れ従ひ、今日のあるのみを知つて明日の運命を知り得ないようなことではとても我等無産者の生活は不安であつて文明の恩澤を樂しむことが出来ないであります。それのみならず、労働者は一般労働者が縦に横に聯絡を取るにあらざれば互助と相愛に依り今日の窮境より脱する道はありませんから、ごうしても一市一國の労働者は勿論のこと日本全体の労働者が聯絡を取るは己むを得ないことでもあります。従つて貴工場に於てもたゞ住友系統の一工場のみである團體のみからの意見を問はれるご云ふのでは誠に心細い次第であります。それ等の労働者が他の労働團體に加盟してもお妨げにならないものかご云ふことに就て確とした御明示を御願いたします。

団体交渉の方法は工場委員制度の方法によらうが他の方法によらうが諸賢の御調査の必要もありませうがたゞ會社側に御都合のよい團體にのみ意見の徴せられるご云ふのであれば労働者は立つ瀬は御座りませぬ。その点に就て御一考を煩します。

職工の最低賃銀の要求、また解雇手當の問題に就ては団体交渉の道さへ開かるれば争議なくして解決の事でありませうから、ごごしくは申しませぬ。何卒団体交渉の点に就ては「たゞ我等の意見に委せよ、我等は必ず職工に有利にしてやる」ご云ふような態度に出られないで、労働者の意表のある處もよく御量察あつて、労働者の工場立憲運動に就て御熟考あらんことを希望します。

もし私達の警告に耳をおかしくならぬ日には、此問題はたゞ貴會社だけの問題では無く日本全般の労働者の問題でありますから必ず大きな問題となると思ひます。

私等は諸賢を信じて右のような警告をいたします。右は伸銅工組合新進會總會に於て決議したものであります。

六月廿六日

伸銅工組合
新進會 住友伸銅所従業員一同